



「地元野菜等の学校給食供給事業」

学校給食における地元野菜の供給システム

地元野菜供給育成事業打合せ会議・契約・・・4月

年度はじめに、各学校の栄養士と農家、農協担当者、市（教育庶務課、産業振興課）が集まり、取り扱う品目・納品規格等を話し合い、契約（学校長と地区別農家代表）・・・契約書（別紙1）・話し合い内容（別紙2）

毎月の流れ

（注文）

毎月25日地区内の栄養士代表が、代表農家に翌月の注文書（別紙3）を提出。農家の話し合いで分担農家名が記入され、学校に届けられる。栄養士はその結果をみて地場野菜の注文を確定し、それ以外の野菜を各学校契約の八百屋に注文する。なお、平成20年度からは「コーディネーター制度」を導入し、農家の生産状況等を確認しながら、地区を超えた受注調整を行っている。

（納品）

話し合いで決まった農家が指定日の朝、前日または当日朝にとれた野菜を届ける。

（請求）

各農家は1カ月分の請求をとりまとめて代表農家に渡す。代表農家は農協へ1カ月分の納品書を提出する。農協は各学校へ請求書を月はじめに送る。

（支払）

学校（栄養士）は、農家代表の農協の口座に代表を振り込む。農家代表は各農家の農協の口座に代金を振り込む。

学校給食における地元野菜の供給システムの流れ

